

令和7年度埼玉県返礼品付ふるさと納税業務委託 契約締結事業者公募要領

1 募集内容

(1) 委託業務名

令和7年度埼玉県返礼品付ふるさと納税業務委託

(2) 委託業務内容

令和7年度埼玉県返礼品付ふるさと納税業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

(4) 委託費の限度額（本業務に係る令和7年度予算額）

25,760,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

2 応募資格

(1) 次の条件を満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。

エ 本件募集の公示日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

オ 本件募集の公示日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

カ 令和4年度以降に、本業務委託と同等以上の履行実績を1件以上有する者であること。

(2) 随時、迅速かつ具体的な連絡、調整、協議等が可能な者であること。

3 スケジュール

(1) 募集開始

令和7年3月 5日（水）

(2) 質問受付期限

令和7年3月10日（月）正午

(3) 質問に対する回答

令和7年3月11日（火）

(4) 公募参加申込書提出期限

令和7年3月14日（金）正午

(5) 応募書類の提出期限

令和7年3月21日（金）午後5時

(6) 審査

令和7年3月下旬

- | | |
|-------------|---------------------------------|
| (7) 審査結果の通知 | 令和7年3月下旬 |
| (8) 委託契約の締結 | 令和7年4月 1日(火) 予定 |
| (9) 事業実施 | 令和7年4月 1日(火) から
令和8年3月31日(火) |

4 質問事項の受付

公募要領の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期限

令和7年3月10日(月) 正午(必着)

(2) 受付方法

「質問書(様式1)」に記入の上、電子メールで下記の連絡先へ提出すること。メールの送信後、必ず電話連絡を行い、メールの到着確認を行うこと。

口頭での質問は受け付けない。

なお、質問書には、応募者の団体名等を記載しないように留意すること。

【連絡先】

埼玉県企画財政部地域政策課 地域振興担当

(電話) 048-830-2771

(E-mail) a2760-02@pref.saitama.lg.jp

(3) 回答方法

- ・ 質問に対する回答は、質問を行った団体名等を伏せた上で、埼玉県ホームページ(URL : <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0106/henreihinfurusatouzei.html>)に掲載する。なお、個人情報等が記載されている場合は、県の判断で一部修正をする場合がある。
- ・ 質問がない場合でも、本公募に関しお知らせをする場合がある。必ず3月3日午後5時に掲出する回答を確認すること。

5 公募参加申込書の提出

本公募への参加を希望する場合は、あらかじめ「参加申込書(様式2)」を提出すること。

(1) 提出方法

電子メールで下記の連絡先へ提出すること。メールの送信後、必ず電話連絡を行い、メールの到着確認を行うこと。

【連絡先】

埼玉県企画財政部地域政策課 地域振興担当

(電話) 048-830-2771

(E-mail) a2760-02@pref.saitama.lg.jp

(2) 提出期限

令和7年3月14日(金) 正午(必着)

6 応募書類の提出

(1) 提出書類

提出する書類は以下のとおりとする。様式は任意とするが、レイアウトは横が望ましい。

ア 企画提案書

企画提案書は以下の構成とすること。

(ア) 表紙

- ① 表題（令和 7 年度埼玉県返礼品付ふるさと納税業務委託企画提案書）
- ② 応募者（事業者）の名称、代表者氏名、応募者の住所、連絡担当者氏名、電話番号、電子メールアドレス

(イ) 目次

(ウ) 事業実施計画

令和 7 年度に本県が目指す寄附額 7,000 万円、寄附件数 1,600 件の寄付獲得に向けた事業実施計画。なお、計画には次の点を明記すること。

- ① 基本方針
- ② 実施体制

本業務を実施するにあたっての実施体制を図示すること。

③ 全体スケジュール

以下のスケジュールを踏まえた業務の全体スケジュール。

- ・ 市町村向け説明会・・・・・・・・・・ 4 月上旬
- ・ 返礼品提供事業者及び返礼品の公募・・・・ 4 月中旬
- ・ 返礼品提供事業者及び返礼品の選定・・・・ 4 月中旬～6 月頃
- ・ 総務省への指定申出・・・・・・・・・・ 7 月
- ・ 寄附受入れ開始・・・・・・・・・・ 10 月

④ 業務フロー図

寄附申込から返礼品、書類（礼状、寄附金受領証明書、ワンストップ特例申請書）の発送までの業務の流れを図示すること。なお、標準処理日数も併せて記載すること。

⑤ 返礼品の組成に係る考え方、目標組成数

返礼品の組成に当たり、基本的な考え方及び目標とする組成数を記載すること。なお、市町村の特産品を単品で返礼品案とすることができるが、その数は全体の返礼品案の 2 分の 1 未満とすること。

⑥ 返礼品を掲載するふるさと納税ポータルサイト案

(エ) 企画提案内容

埼玉県が別に公募し決定する返礼品に、応募者自らが新たに開拓した返礼品を加え、埼玉県の魅力を組み込んだ返礼品の組成、埼玉県の魅力の発信をするなど、県が目標とする寄附額、寄附件数の獲得に向け具体的な提案を求める。

① 返礼品の組成イメージ

以下の項目を記載すること。

- ・ 複数市町村の特産品を組み合わせた返礼品のイメージ案を 5 通り（それぞれの寄附設定額を含む）。合わせて、これらが本県の魅力を PR するものである理由や県外からの寄附につながる理由。なお、5 通りのうち、一つ以上は県内の鉄道沿線地域

をめぐる「コト」体験を組み込むこと。

- ・ 返礼品を掲載するふるさと納税ポータルサイトを提案する理由。当該ポータルサイトを使用する際の掲載手数料・決済手数料（固定費を含む。以下同じ。）。なお、本県では、返礼品の代金（税込）は寄附額の 30%、ポータルサイト掲載手数料・決済手数料の合計額（税込）は寄附額の 13.2%以内とする。

ふるさと納税ポータルサイトとは委託者が契約する。

② 広告・広報の内容

県の魅力を広く発信し、認知度向上を図るとともに、国が定める基準の範囲内において、返礼品の更なる魅力向上に資する効果的なPRの内容。

③ その他創意工夫点

- ① ②以外に、本業務を適切に実施するために行う創意工夫点。

④ 関係者等への説明に係る支援

県では、返礼品付ふるさと納税に取り組むに当たって、県では市町村など関係者に向けた説明会（令和7年4月中旬）等の開催を計画している。説明会の開催に当たって、関係者の理解や協力が得られるための具体的な支援の内容。

（オ） 寄附者情報の管理

次の点を記載すること。

- ① 寄附者情報を管理するための具体的な方法（システムを使う場合はその概要。）。
② 個人情報漏えい防止のための対策とその運用、不測の事態が生じた場合の対応方法。

（カ） 返礼品の調達・発送・品質管理等

- ① 返礼品の管理体制（在庫管理、商標権侵害、産地偽装等）及び配送遅延等のトラブルへの対応方法。
② 寄附者からの問い合わせやクレームへの対応方法。（マニュアル等がある場合は添付。）

（キ） 過去に返礼品付ふるさと納税に関する業務の履行実績、自社のPRできる事項

（ク） その他必要と思われる事項

イ 積算書

本業務に係る「積算書（様式3）」を提出すること。

※代表者印の押印は不要。

※寄附金額は7,000万円に設定すること。

※返礼品の調達に要する経費割合は30%とすること。

※参考として、ポータルサイト掲載手数料・決済手数料を記載すること。なお、手数料率は13.2%以内（複数のポータルサイトを提案する場合は平均13.2%以内）とすること。

※業務委託料率は小数点第2位までとすること。

ウ 法人の概要が分かるもの（既存のパンフレット等）

エ 定款又は寄附行為及び履歴事項全部証明書

履歴事項全部証明書については、提案日前3か月以内に取得したもの。

オ 決算関係書類

過去 1 年分の貸借対照表及び損益計算書

カ 各納税証明書

法人税、法人県民税(県内に事業所がある場合)、法人事業税(県内に事業所がある場合)、
地方法人特別税(県内に事業所がある場合)並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

キ 類似業務実績調書(様式 4)

「2 応募資格(1)カ」を確認できる書類(契約書や業務完了報告書等の写し)を添付
すること。

(2) 提出先及び提出方法

電子データ(PDF・1 ファイル)を、電子メールで下記の連絡先へ提出すること。メールの
送信後、必ず電話連絡を行い、メールの到着確認を行うこと。

【連絡先】

埼玉県企画財政部地域政策課 地域振興担当

(電話) 048-830-2771

(E-mail) a2760-02@pref.saitama.lg.jp

(3) 提出期限

令和 7 年 3 月 21 日(金)午後 5 時(必着)

(4) その他

ア 応募書類の作成・提出に要する経費は、応募者の負担とする。

イ 応募者が応募書類に虚偽の記載をした場合は、当該応募を無効とする。

契約締結後に虚偽が発覚した場合には、当該契約を解除する。

ウ 応募書類の提出後に応募を辞退する場合は、埼玉県地域政策課に対し速やかに連絡する
とともに、その旨を文書(様式任意)に記載の上、提出すること。

エ 応募書類の提出については、1 応募者につき 1 提案とする。

オ 応募書類の提出後は、その内容を変更することはできない。

カ 提出された応募書類は、提出者に無断で使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例(平
成 12 年埼玉県条例第 77 号)に基づき公文書開示請求がなされた場合は、この限りではな
い。

7 審査・選定

(1) 県は本業務に関する業務委託契約先候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)に
より、企画提案の内容や業務実施能力などを総合的に審査する。

なお、企画提案書等を提出した者が 1 者のときは、選定委員会が提案内容を総合的に審査
し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を
優先交渉候補者とする。

(2) 委託先候補者選定にあたっては、令和 7 年 3 月下旬に選定委員会でプレゼンテーション審
査を行う。審査はオンラインで開催することとし、参加者による提案内容の説明を 15 分程
度、質疑応答を 10 分程度とすることを予定している。審査時間等については対象者に別途
通知する。

なお、企画提案書を提出者が5者を超えた場合、書面審査を実施することとし、審査の結果は全ての者に通知する。

(2) 審査の結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

8 評価基準

	評価項目	評価内容	配点
1	業務の理解 及び業務遂 行体制	・ 企画提案書の内容が、本県の業務に対する考え方に合致している ・ 本業務を着実に遂行できる、業務体制、スケジュール、業務フローとなっている	25
2	返礼品の企画等 効果的な広報・広告宣伝 等 創意工夫	・ 提案された返礼品が、本県の地域の魅力をPRするもので、かつ、県外からの寄附を促すものである ・ 取扱う返礼品の種類や分野等が充実し、実現が見込まれる ・ 本県の地域の魅力の発信、寄附を促進するための戦略的かつ効果的なPRである ・ 戦略的かつ効果的なPRを踏まえた上で、返礼品を掲載するポータルサイトを選定している ・ 提案者の強みを生かした創意工夫のある提案内容である	95
3	関係者の理解等	関係者の理解の促進や協力を得るための具体的な支援、工夫がある	20
4	返礼品、寄附者等の管理	・ 複数市町村の県産品を組み合わせた返礼品等、返礼品の調達、発送、品質管理等を適正に行うことができる ・ 業務における個人情報等の取扱いに十分考慮がされており、個人情報・寄附情報について、漏えいや盗難を防ぐための適切な対策が講じられている	30
5	業務実績	過去に複数の履行実績があり、豊富な経験が見込まれる	10
6	積算書	経費割合及び積算書の金額が適正である	20

9 審査結果の通知

選考結果については、速やかに応募者に通知する。また、委託契約を締結した後、速やかに県ホームページに公表する。

10 契約の相手方の決定方法

- (1) 県は、優先交渉権者と業務履行に必要な協議を行う。協議が整った場合は見積書を徴取する、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約による業務委託契約を締結する。
- (2) 優先交渉権者との協議の結果、合意に至らなかった場合は、次点の候補者と改めて協議を行う。

- (3) 企画提案の選定後、優先交渉権者と協議のうえ企画提案の内容に変更を加える場合、委託料率を調整することがある。
- (4) 契約を締結する場合においては、契約金額の100分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。
- ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保険契約を締結したとき。
- イ 本県の競争入札参加資格を有する場合で、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を令和5年4月1日以後に2回以上全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められたとき。
- (5) 本業務の契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を予定する（受託者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。
- 締結には、委託者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受託者には利用に係る費用負担は生じない。なお、受託者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。
- 電子契約の利用について承諾がない場合は、紙の契約書により契約を締結する。電子契約の利用承諾の有無は委託先選定の審査に影響しない。
- (6) 本委託に係る令和7年度予算が議決されないときは、優先交渉権者を解除する。

11 無効とする参加申込

次の各号のいずれかに該当する申込みは無効とする。

- (1) 談合その他の不正行為が行われたと認められるもの。
- (2) 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
- (3) 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
- (4) 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。
- (5) 6（1）に示す提出書類がないもの。
- (6) 参加申込書に申請者の記名のないもの。
- (7) 委託限度額を超える金額で積算書を提出したもの。

12 公募の停止、中止及び取消し

緊急等やむを得ない理由等により、公募を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、当該公募に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

13 その他

- (1) 参加申請に係るすべての費用（企画提案書の作成などに要する費用）は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された参加申請に係るすべての書類については返却しない。また、企画提案書による提案内容は埼玉県に帰属する。

14 連絡先（応募書類等の提出先）

埼玉県企画財政部地域政策課 地域振興担当

（住所）〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1（本庁舎 2 階）

（電話）048-830-2771

（E-mail）a2760-02@pref.saitama.lg.jp